

○ 金融サービス仲介業者等に関する内閣府令（令和三年内閣府令第三十五号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）<u>第一条の二</u>又は<u>第十一条</u>に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情</p>	<p>(定義)</p> <p>第一条 この府令において「預金等」、「保険契約」、「有価証券」、「市場デリバティブ取引」、「外国市場デリバティブ取引」、「金融サービス仲介業」、「預金等媒介業務」、「保険媒介業務」、「有価証券等仲介業務」、「貸金業貸付媒介業務」、「金融サービス仲介業者」、「認定金融サービス仲介業協会」、「金融サービス仲介業務」、「指定紛争解決機関」、「苦情処理手続」、「紛争解決手続」、「紛争解決等業務の種別」又は「手続実施基本契約」とは、それぞれ金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号。以下「法」という。）<u>第二条</u>又は<u>第十一条</u>に規定する預金等、保険契約、有価証券、市場デリバティブ取引、外国市場デリバティブ取引、金融サービス仲介業、預金等媒介業務、保険媒介業務、有価証券等仲介業務、貸金業貸付媒介業務、金融サービス仲介業者、認定金融サービス仲介業協会、金融サービス仲介業務、指定紛争解決機関、苦情処理</p>

処理手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

(揭示すべき標識の様式等)

第二十五条 「略」

2 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める場合は、その常時使用する従業員の数が二十人以下である場合とする。

3 金融サービス仲介業者は、法第二十条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしなければならない。

4 「略」

(預金等との誤認防止等)

第五十条 「略」

「2・3 略」

4 前項の場合において、金融サービス仲介業者は、同項の規定による揭示の内容を当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法により公衆の閲覧に供しなければならない。ただし、第二十五条第二項に定める場合は、この限りでない。

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十七条 準用金融商品取引法第三十四条の四第一項第二号に規定する内閣府令で定める要件は、次に掲げる要件の全てに該当すること

手続、紛争解決手続、紛争解決等業務、紛争解決等業務の種別又は手続実施基本契約をいう。

(揭示すべき標識の様式等)

第二十五条 「同上」

2 法第二十条第二項に規定する内閣府令で定める方法は、インターネットを利用する方法とする。

「項を加える。」

3 「同上」

(預金等との誤認防止等)

第五十条 「同上」

「2・3 同上」

「項を加える。」

(特定投資家として取り扱うよう申し出ることができる個人)

第七十七条 「同上」

ととする。

一 「略」

二 取引の状況その他の事情から合理的に判断して、承諾日における申出者の資産（次に掲げるものに限る。）の合計額が三億円以上になると見込まれること。

イ 有価証券（ホに掲げるもの並びにへ及びチに掲げるものに該当するものを除く。）

「ロ」ホ 略

へ 不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第

三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

「ト・チ 略」

三 「略」

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条 「略」

2 次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める場合には、適用しない。

一 前項第七号の規定 相手方金融機関が次に掲げる者である場合

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この款において同じ。）を行う者（第一種少額電子募集取扱業者（同法第二十九

一 「同上」

二 「同上」

イ 有価証券（ホに掲げるもの及びへに掲げるもの（不動産特定共同事業法（平成六年法律第七十七号）第二条第九項に規定する特例事業者と締結したものに限る。）並びにチに掲げるものに該当するものを除く。）

「ロ」ホ 同上

へ 不動産特定共同事業法第二条第三項に規定する不動産特定共同事業契約に基づく権利

「ト・チ 同上」

三 「同上」

（投資顧問契約に係る契約締結前交付書面の記載事項）

第九十八条 「同上」

2 「同上」

一 「同上」

イ 第一種金融商品取引業（金融商品取引法第二十八条第一項に規定する第一種金融商品取引業をいう。以下この款において同じ。）を行う者（第一種少額電子募集取扱業者（同法第二十九

条の四の二第八項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。第百四条第二項第一号イにおいて同じ。）を除く。）

〔ロ〕ホ 略〕

〔二・三 略〕

3  
〔略〕

（貸付条件等の揭示）

第百二十八条 〔略〕

〔2〕5 略〕

6〕 金融サービス仲介業者は、準用貸金業法第十四条第二項の規定による閲覧に供する措置をするときは、当該金融サービス仲介業者のウェブサイトに掲載する方法によりしななければならない。

7〕 準用貸金業法第十四条第二項ただし書に規定する内閣府令で定める場合は、第二十五条第二項に定める場合とする。

条の四の二第九項に規定する第一種少額電子募集取扱業者をいう。第百四条第二項第一号イにおいて同じ。）を除く。）

〔ロ〕ホ 同上〕

〔二・三 同上〕

3  
〔同上〕

（貸付条件等の揭示）

第百二十八条 〔同上〕

〔2〕5 同上〕

〔項を加える。〕

〔項を加える。〕

別紙様式第7号 (第140条第1項関係)

(日本産業規格A4)

金融サービス仲介業に関する報告書 ( 年 月 日から )

年 月 日提出

郵便番号

主たる営業所又は

事務所の所在地

電話番号

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

※ 法人・個人の別 【法人・個人】

ウェブサイトのアドレス

(記載上の注意)

当該金融サービス仲介業者のウェブサイトのアドレス (そのウェブサイトがない場合にあつては、その旨) を記載すること。

I 業務の状況 (共通)

[1～10 略]

(記載上の注意)

別紙様式第7号 (第140条第1項関係)

(日本産業規格A4)

金融サービス仲介業に関する報告書 ( 年 月 日から )

年 月 日提出

郵便番号

主たる営業所又は

事務所の所在地

電話番号

(ふりがな)

商号又は名称

(ふりがな)

氏名

(法人にあっては、代表者の役職氏名)

※ 法人・個人の別 【法人・個人】

ウェブサイトのアドレス

(記載上の注意)

当該金融サービス仲介業者のウェブサイトのアドレス (そのウェブサイトがない場合にあつては、その旨) を記載すること。

I 同左

[1～10 同左]

(記載上の注意)

<p>1 [略]</p> <p>2 「4 役員及び使用人の状況」  当期末現在における役員及び使用人について記載すること。  なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。  また、当期末現在におけるその常時使用する従業員の数が20  名以下である場合には、その数を欄外に注記すること。  [3～8 略]</p> <p>[II・III 略]</p>	<p>1 [同左]</p> <p>2 [同左]  当期末現在における役員及び使用人について記載すること。  なお、個人の場合の代表者は、「役員」欄に記載すること。  [3～8 同左]</p> <p>[II・III 同左]</p>
備考 表中の「」の記号は社記であり、 	